

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より農道整備事業2箇所、森林整備事業2箇所、防災ダム事業1箇所、海岸保全施設整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この農道整備事業に関しては、同年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会、同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会及び同年10月15日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、森林整備事業、防災ダム事業、海岸保全施設整備事業に関しては、同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会及び同年10月15日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 広域農道整備事業

7番 伊賀2期地区

7番については、平成元年度に事業着手し平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成16年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、審議未了のため継続審議としたものである。

今回、同年10月15日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、この農道の計画時点における経済性の検討が不足していたと思慮されたことから、今後、道路関係事業の計画にあたっては、総合行政の観点から部局を越えて最も経済的な線形を十分検討されるよう求めるものである。

(2) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

8 番 うえのいなこ
上野依那古 2 期地区

8 番については、平成 6 年度に事業着手し 1 0 年を経過して継続中の事業である。

この事業は、平成 1 6 年 9 月 7 日に開催した第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、審議未了のため継続審議としたものである。

今回、同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、計画交通量の妥当性について判断できなかったため、現地調査を行うこととする。

(3) 防災ダム事業

3 番 はらいかわ
菟川 ・ 寺家池地区

3 番については、平成 6 年度に事業着手し 1 0 年を経過して継続中の事業である。

平成 1 6 年 9 月 7 日に開催した第 3 回三重県公共事業評価審査委員会及び同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、住宅に近接する当現場の状況から堤防施設の安全対策だけでなく、事故防止の啓発活動などにより水事故対策を徹底されるよう求めるものである。

(3) 森林整備事業 (林道開設)

1 番 浅谷越線

2 番 経ヶ峰線

1 番、2 番については、平成 6 年度に事業着手し平成 1 1 年度に一度再評価を行い、その後 5 年を経過して継続中の事業である。

平成 1 6 年 9 月 7 日に開催した第 3 回三重県公共事業評価審査委員会及び同年 1 0 月 1 5 日に開催した第 4 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、次のとおり意見を付すものである。

一、林道を活用した林業の振興を図る中で生産者側と消費者側の課題及び要望について総合的に検討のうえ、県として果たすべき役割を明確にし、市場において一層の木材利用が図られるよう努められたい。

一、三重県の森林・林業政策の観点から課題を整理のうえ、今後の森林・林業施策の方向を明確にするよう求めるものである。

(4) 海岸保全施設整備事業

9番 村松地区

9番については、平成6年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

平成16年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会及び同年10月15日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(5) 総括意見

今回、海岸保全事業における費用便益分析の考え方について、新設工事と改修工事による効果の違いが論議となった。したがって、両者の便益の考え方を整理検討のうえ報告されたい。